

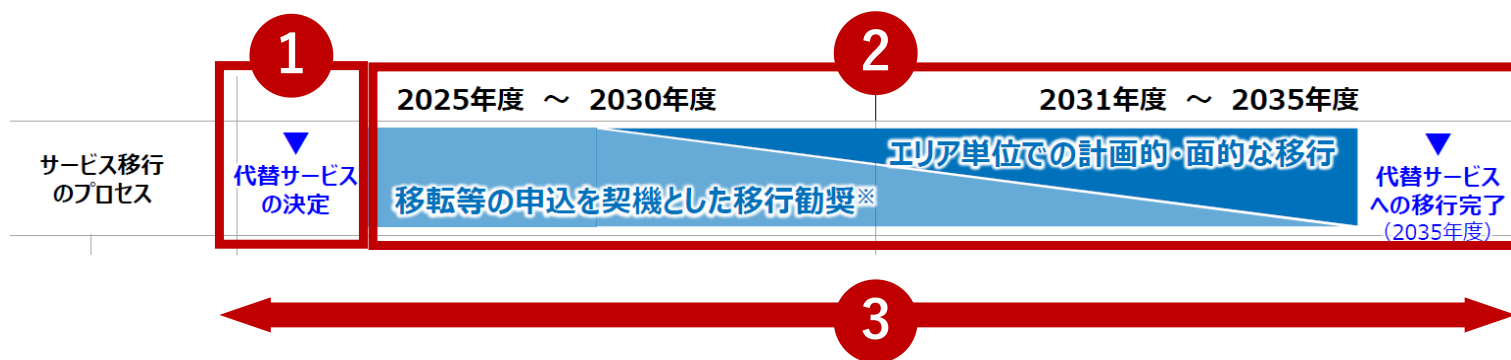
情報通信審議会 電気通信事業政策部会
通信政策特別委員会 ユニバーサルサービスWG(第9回)
事業者ヒアリング ご説明資料

2024年6月17日
ソフトバンク株式会社

ユニバーサルサービス制度の在り方

NTTのメタル縮退計画に基づき、利用者利便の確保を第一とした制度設計が必要

メタル縮退の実施プロセスについて



- 1 代替サービスの在り方
- 2 サービス移行の在り方
- 3 安定的提供を維持するための責務・義務の在り方

出典：通信政策特別委員会 ユニバーサルサービスWG 第8回 日本電信電話株式会社プレゼン資料より当社編集（2024年5月27日）

①代替サービスの在り方（今後の電話ユニバーサルサービス）

時代を見据えた固定電話のあり方

デジタル田園都市国家構想（光ファイバの世帯カバー率99.9%）や
第二号基礎的電気通信役務の成立等の背景を踏まえれば、
ブロードバンドと共に提供する重畳型光IP電話の利用促進が主となる

現在の電話のユニバーサルサービス

第二号
基礎的電気通信役務

W固定BB
(専用型)

FTTH
CATV

第一号
基礎的電気通信役務

加入電話

光ファイバ

メタル

線路敷設基盤

将来の電話のユニバーサルサービス

第二号
基礎的電気通信役務

W固定BB
(専用型)

FTTH
CATV

付加

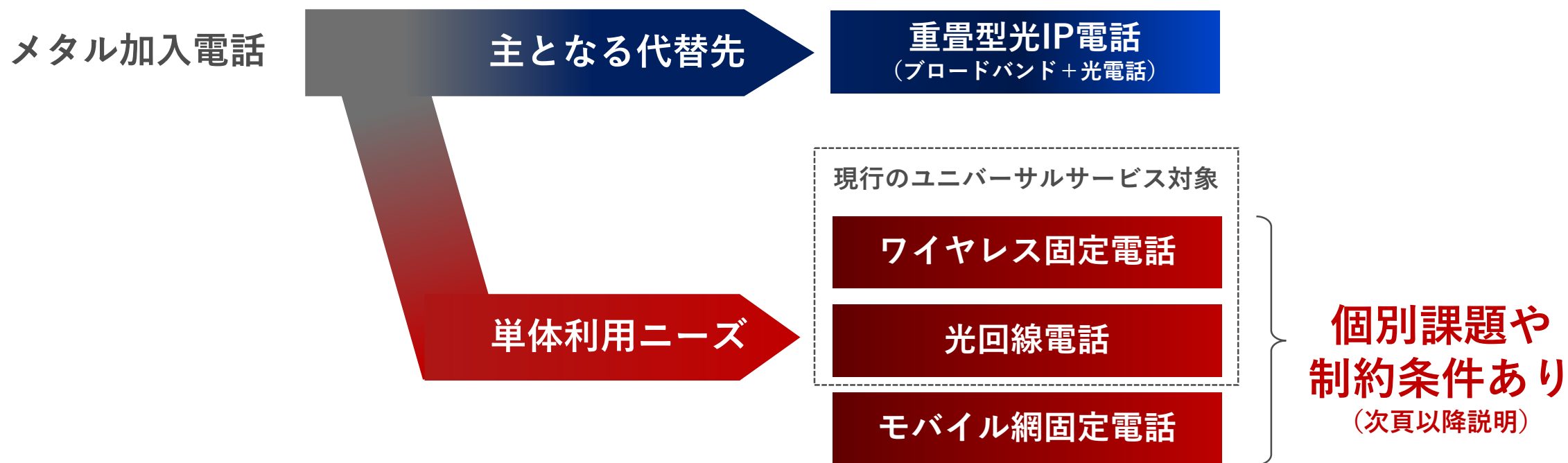
光IP電話

光ファイバ

線路敷設基盤

固定電話単体サービス

単体提供を求める利用者への代替サービスについては個別に課題・制約がある

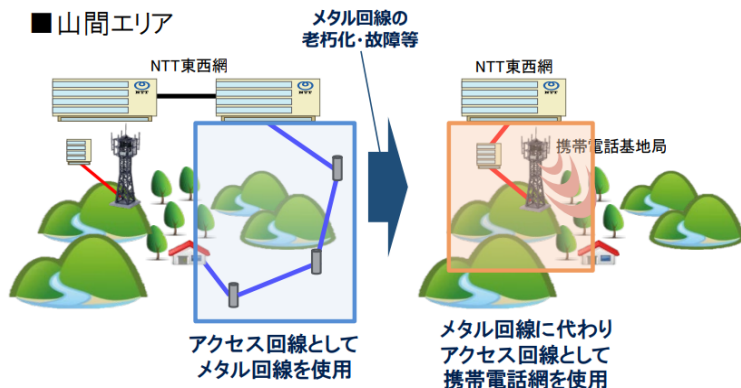


ワイヤレス固定電話

固定電話の効率的な提供のため、提供要件の緩和はあり得るが、
自己設備設置義務の趣旨を踏まえ、引き続き例外としての位置付けが適当と考える

- メタル回線の老朽化等が進む中で、NTT東西が、老朽化したメタル回線の再敷設を回避し、**効率的にあまなく提供義務を履行できるよう、不採算地域等に限定してワイヤレス固定電話を実施可能**とした。
- NTT法上、NTT東西は、**本来業務は自己設備による実施が必要**であるため、2020年のNTT法の改正により、他者設備である携帯電話網の利用を**例外的に認めたもの**。

ワイヤレス固定電話の提供イメージ



<ワイヤレス固定電話の提供が認められる主な場合>

- ① 電話の提供が極めて不経済となる場合
「特例地域※であって」、かつ、「加入者密度が18回線/km²未満となる」区域等において電話を提供する場合
- ② 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合

※離島、振興山村等

ワイヤレス固定電話の提供要件

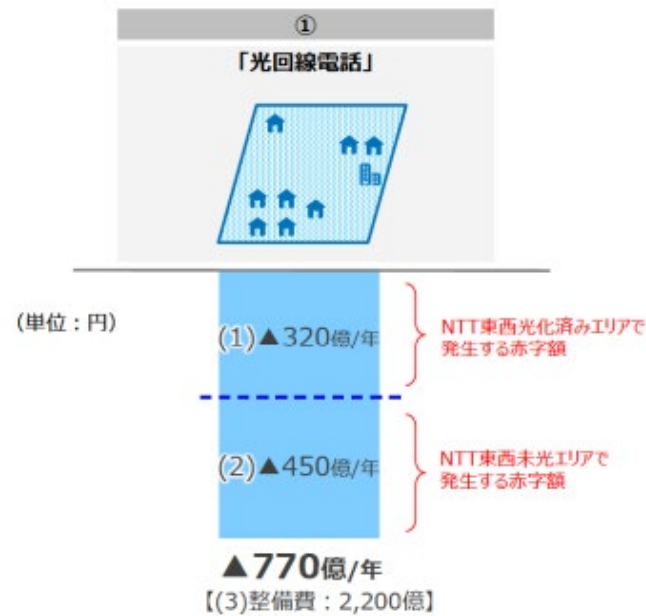
- ① 電話の提供が極めて不経済な場合
(特例地域かつ加入者密度18未満)
- ② 災害時などに応急的通信確保の場合

提供要件の緩和はあり得るが
「自己設備設置義務の例外」
としての位置付けを維持すべき

光回線電話

光回線電話の収支構造は赤字とされている上、
同等の料金水準での競争事業者の提供は困難であり、提供エリアの限定※が必要

※競争事業者が競争可能な接続・卸メニューが設定される場合はこの限りでない

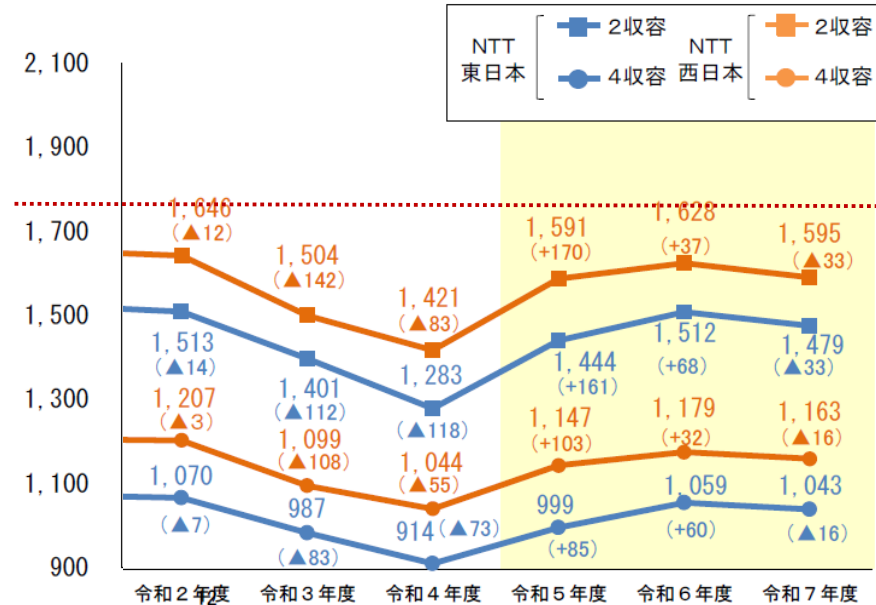


- なお、NTT東西が既に光整備済みのエリアにおいても、現状も加入電話を使い続けるユーザがいらっしゃることから、今後も固定電話サービスの単体利用をしているユーザは一定数見込まれると想定しています。
光回線電話の1回線当たり収支は赤字であることから▲320億円/年の赤字額を見込んでおり、NTT東西が未整備のエリアの赤字と合わせ、▲770億円/年の赤字額を見込んでいます。

出典：ユニバーサルサービスWG 第7回 日本電信電話株式会社資料（2024年5月17日）

1回線当たり収支は赤字

シェアドアクセス(2収容、4収容の場合)



※ 令和7年度における光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は令和6年度の申請料金を横置き。

出典：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明（2024年1月）より当社作成

光回線電話の料金
(1,760円)

その他コストも考慮すると競争事業者は提供は困難

モバイル網固定電話

品質・機能面において加入電話と差異があることから、
代替サービスとして案内をする場合には、利用者への十分な差異説明が必須
また、モバイル網固定電話を基礎的電気通信役務として位置付けるか否かは、
ユニバーサルサービスの基本的3要件に照らした検討が必要

(参考) モバイル網を活用した固定電話サービスについて

5

	NTT東西 ワイヤレス固定電話	NTTドコモ homeでんわ	KDDI ホームプラス電話	ソフトバンク おうちのでんわ
開始時期	2024年4月1日	2022年3月29日	2014年12月17日	2017年7月5日
月額料金(税抜)	1700円※2	homeでんわライト: 980円	1,530円	980円
提供エリア	メタルケーブルでの提供・維持が著しく不経済となるエリア※3	全国(一部未提供エリアあり)	全国(一部未提供エリアあり)※4	全国(一部未提供エリアあり)※5
品質要件	接続品質	加入電話と同等	加入電話と同等	加入電話と同等
	総合品質※1	平均遅延400ms未満(95%)	平均遅延400ms未満(95%)	平均遅延400ms未満(95%)
	安定品質	加入電話と同等の安定性(音声伝送の優先、音声伝送帯域の確保等)	音声品質の優先制御なし	加入電話と同等の安定性(音声伝送の優先、音声伝送帯域の確保等)
緊急通報	発信番号	0A0J番号による発信	0A0番号による発信	0A0番号による発信
	緊急通報を管轄する受理機関に接続	○	○ (電波状況によって、先に隣接地域を管轄する受理機関に接続する場合あり)	○ (電波状況によって、先に隣接地域を管轄する受理機関に接続する場合あり)
	位置情報等を受理機関に送信する機能	○	○ (119番通報時に一部発信場所が通知されないエリアあり)	○ (119番通報時に一部発信場所が通知されないエリアあり)
	1XY通知	○	×(提供検討中)	×(提供検討中)
	転送解除	○	×(提供検討中)	×(提供検討中)
	着信拒否解除	○	×(提供検討中)	×(提供検討中)
	第三者発着信制限	○	×	×
	災害時優先接続	○	×(提供検討中)	×(提供検討中)
FAX通信	専用サーバを設置することでFAX通信に対応	・みなし音声型FAXでの提供 ・ゆらぎ・パケロスの発生可能性あり	専用サーバを設置することでFAX通信に対応	発信時にプレフィックス番号「0009」を付与することでFAX通信に対応
信頼性確保	回線毎に開通試験を実施し、正常な通信が可能かを確認 等	機器設置後に正常な通信が可能かを 確認できる確認用電話番号を提供 等	専用アダプタ設置後に開通試験を実施し、正常な通信が可能かを 確認できる確認用電話番号を提供 等	回線毎に開通試験を実施し、正常な通信が可能かを確認 等

出典：ユニバーサルサービスWG 第8回 事務局資料(2024年5月27日)

論点(案)

ユニバーサルサービスに位置付ける役務は、従来どおり、基本的3要件(①不可欠性、②低廉性、③利用可能性)に照らして検討していくことが適当ではないか。この際、「不可欠性」ではこれを満たすために必要な役務の品質、「低廉性」では利用者料金の水準、「利用可能性」では役務の普及状況を特に勘案することが求められるのではないか。

出典：第10回通信政策特別委員会 事務局説明資料 論点整理(案)(2023年12月13日)

下記「基本的3要件」に照らした検討が必要

- ①不可欠性：必要な役務の品質
- ②低廉性：利用者料金の水準
- ③利用可能性：役務の普及状況

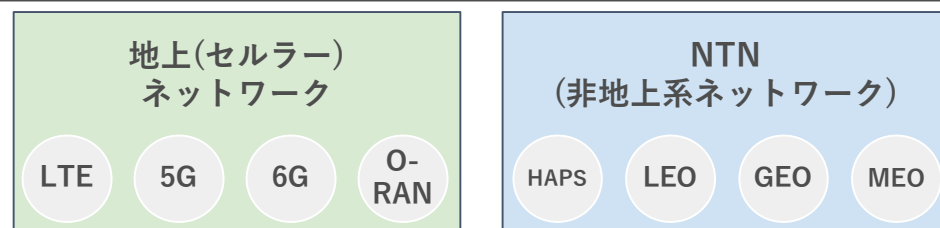
品質・緊急通報の機能等、加入電話に劣る

仮にモバイル網固定電話を基礎的電気通信役務に位置付ける場合、
市場にて現に提供されているサービス仕様・提供条件に影響を与えないことが必須
(サービスの仕様差については利用者の十分な理解も必要)

	第一号基礎的電気通信役務 (固定電話：0AB-J番号)	モバイル網固定電話 (固定電話：0AB-J番号)	第二号基礎的電気通信役務 (固定ブロードバンド)
主なサービス	メタル加入電話	モバイル網固定電話	FTTH
適格電気事業者	NTT東西のみ (世帯カバー100%が要件)	一 (交付金を受領できる事業者はない理解)	様々な事業者があり得る
提供開始時期	電電公社時代	通信の自由化後 (競争を通じて提供開始)	通信の自由化後 (競争を通じて提供開始)
仕様・品質	加入電話品質	事業者差異あり (加入電話に劣る)	事業者差異あり (ベストエフォート)
緊急通報	提供 (加入電話品質)	提供 (制約あり)	一
約款の届出義務	あり	第二号基礎的電気通信役務 と同等とすることが必須	あり (保障契約約款)
約款外の相対契約	不可		可能
キャンペーン (期間限定の割引等)	事前の約款変更届出を前提に可能		可能

NTN（HAPS・衛星）に関しては、
現時点でユニバーサルサービスとしての是非を論じるのは尚早
（通信の冗長性確保等、他の政策におけるNTNの在り方の検討は有用）

当社のユビキタスネットワーク構想



統合

ユビキタスネットワーク

あらゆる通信技術を一つに統合
どこでもシームレスに繋がるネットワーク

ユースケースに合わせ通信をどこでも提供



当社ではユビキタスコネクティビティを実現するためNTNの取り組みをまさに進めているところ

NTNの具体的状況

HAPS

現時点で、ジェット気流や緯度（日照時間）の関係から日本における成層圏の常時運用を前提とした大規模展開は見えていない

衛星

情報通信審議会では技術的検討を行っている段階であり、具体的な展開はこれからの状況（**海外事業者のサービスについては安全保障面等の課題も存在**）

➡ NTNはユニバーサルサービスの前提である基本的3要件も議論できる段階にはない

②サービス移行の在り方

メタル縮退に伴い必要な対応

代替サービスへの円滑な移行に向けた各種取り組み※とともに、
移行状況等について継続的な外部モニタリングが必要

※メタルの縮退は多方面に影響を与えるため、ユニバーサルサービス以外の観点も考慮が必要

NTTに
求められる対応
(一例)

① 利用者への周知・案内を徹底すること

- ・ 利用者周知は十分前もって行い、個別の案内も十分な期間・複数回実施する
(仮にモバイル網固定電話を代替先に含む場合、NTTドコモのサービスに限らず公平に提案する)

② メタル縮退計画に関わる情報を前広（4年以上前）にかつ詳細に開示すること

- ・ エリアごとの縮退計画の明示、またエリアの概念を明示する
(加入電話・ドライカップの新規受付停止時期を含む)
- ・ 2035年までのメタル固定電話の提供に伴う設備（管路・RTなど）の在り方（扱い）について整理する

③ その他競争事業者に影響する事項を開示すること

- ・ DF接続料・回線収容率の変動見込みを提示する（費用の内訳も含む）
- ・ メタルの縮退にあたって、接続料金以外で競争事業者に負担を求める事項の有無を明示する

その他必要な対応

利用者（接続事業者含む）に上記の理解を得たうえで、
取り組み・移行状況について継続的な外部モニタリングを実施する

資産売却益の取り扱い

縮退に伴い発生するメタルケーブル等の資産売却益の取扱ルールの明確化が必要

2 - (2). メタルマイグレーションに向けた取組み

- 4月からサービス開始したワイヤレス固定電話も活用し、メタルサービスからの移行、ゼロ収容メタル設備の創出・撤去を実施
(2023年度撤去実績：地下ケーブル500 km)

メタルサービスからの移行

- ✓ 保守コストが高い離島・ルーラルエリアのお客様やメタルケーブルの張替え対象のお客様から、移行着手
- ✓ 光回線電話に加え、ワイヤレス固定電話を活用

ゼロ収容メタル設備の創出・撤去

- ✓ 太東の地下ケーブルを対象に、ケーブル切替・統合を進め、ゼロ収容ケーブルを創出
- ✓ ケーブル売却益の活用により、ケーブル撤去を実施



Copyright 2024 NTT WEST CORPORATION

出典：2023年度（第25期）決算について NTT西日本(2024年5月10日)

メタルケーブルの一部を既に売却

売却益の取扱ルールの明確化が必要

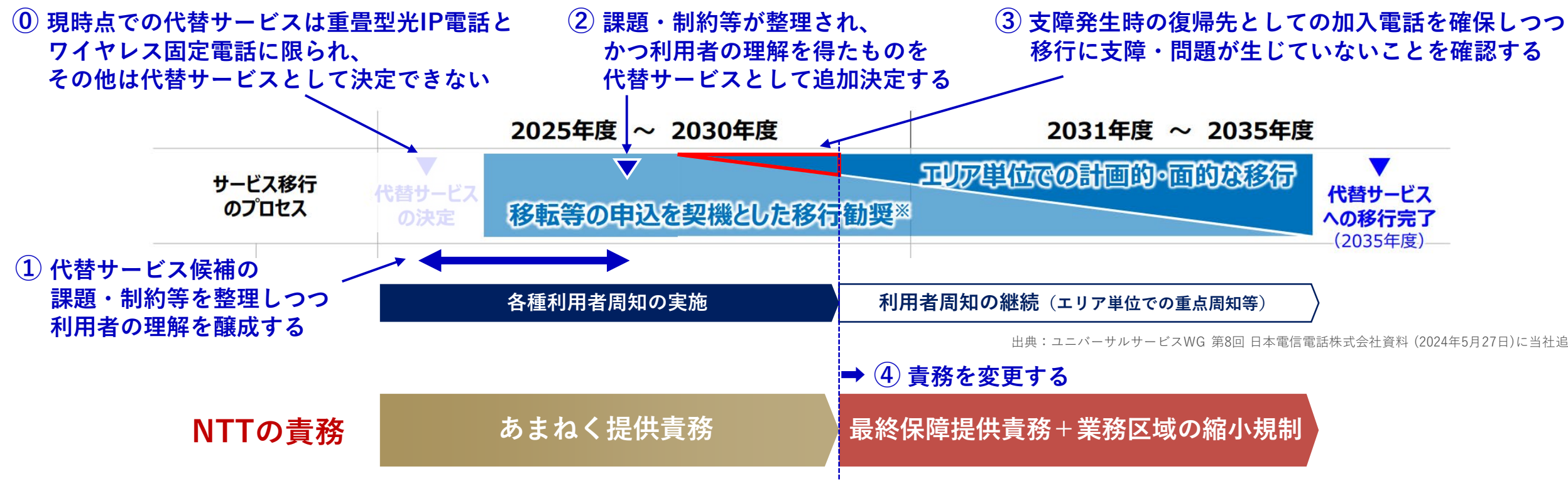
- ・ 接続会計上の扱い
- ・ 接続料への反映
- ・ 交付金への反映 等

③ 安定的提供を維持するための責務・義務の在り方

責務の在り方

NTTの責務は、メタルの縮退を踏まえて最終保障提供責務としつつ、
利用者の状況を踏まえた丁寧な移行のため、業務区域の縮小規制も設けるべき

(あまねく責務から上記への移行は、「エリア単位での計画的・面的移行」に支障が生じていないことを確認した後とすべき)



なお責務移行を待たず、特別な資産等（線路敷設基盤及び光ファイバ網）の譲渡・担保等を制限する措置は直ちに必要

MNO全体・特定MNOに最終保障提供責務を課すことについて

従前の主張のとおり、MNOに最終保障提供責務を課すことは不適切（次頁参照）

加えて、NTTドコモ（特殊会社ではない）に限り当該責務を課すことも
NTT東西とNTTドコモによるネットワークの一体化・情報共有等、
禁止行為規制で禁じられている行為を誘発する懸念がある

NTT東西

光回線電話

ワイヤレス固定

提供エリア
調整・連携

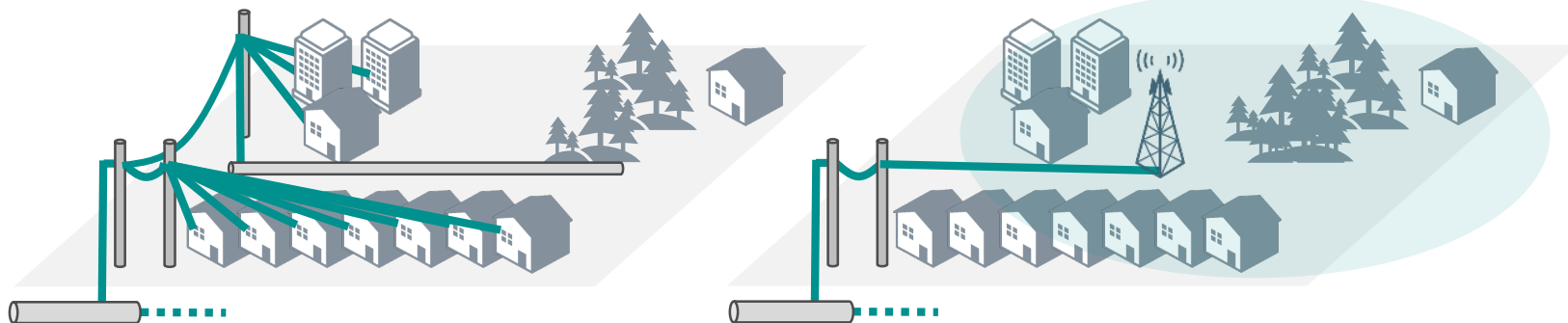


NTTドコモ

モバイル網固定

<懸念例>

- ・ 両社ネットワークの最適化、一体運用
- ・ 顧客情報等の共有
- ・ NTT東西の「特別な資産」の縮小 等



開設計画認定制度

有効利用評価方針

開設計画認定制度の概要

- (参考)評価基準:認定の有効期間が満了した周波数帯等:実績評価(別紙1関係) 141

出典：令和5年度 携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果の概要について（2024年1月）

エリア整備・維持の拘束力が存在

まとめ

- NTTのメタル縮退計画に基づき、利用者利便の確保を第一とした制度設計が必要
- 各種政策の方向性を踏まえれば、固定電話の移行は重畳型光IP電話の利用促進が主となる
- 電話の単体提供を求める利用者への代替サービス選定にあたっては、個別課題・制約の詳細検討が必要
- 仮にモバイル網固定電話を基礎的電気通信役務に位置付ける場合、市場にて現に提供されているサービス仕様・提供条件に影響を与えないことと、サービス仕様差について利用者の十分な理解を得ることが必須
- 円滑な移行に向けた各種取り組みとともに、移行状況の継続的な外部モニタリングが必要
- メタルの縮退は多方面に影響を与えるため、ユニバーサルサービス以外の観点も考慮が必要
- NTTの責務はメタルの縮退を踏まえて最終保障提供責務としつつ、利用者の状況を踏まえた丁寧な移行のため、業務区域の縮小規制も設けるべき
- 「最終保障提供責務＋業務区域の縮小規制」に移行する場合は、円滑・確実な移行を確保するためにも、「エリア単位での計画的・面的移行」に支障が生じていないことを確認した後とすることが適当
- 責務移行を待たず、特別な資産等（線路敷設基盤及び光ファイバ網）の譲渡・担保等を制限する措置は直ちに必要